

徳島県企業局内部統制に関する方針

人口減少社会において、地方公営企業の経営原則に基づき、事業を通じて県民生活の向上と地域社会への貢献を行うためには、限られた人員で効率的かつ効果的に業務を遂行するとともに、職員一人一人が法令等を遵守し、資産を的確に保全するための体制を整備する必要があります。

このため、内部統制制度を導入することにより、企業局が所管する事業の運営の適正性を確保し、県民の事業に対する信頼を向上させるため、以下のとおり取り組みます。

1 内部統制の目的及び取組項目

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

限られた人員で最大の効果を発揮するため、円滑な事務執行体制の整備やAI等の革新的な技術の活用による、業務の効率的かつ効果的な遂行に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

日常業務に潜むリスクを把握し、常に適正な手続による予算執行を行うとともに、情報を適切に管理し、決算書類をはじめとする財務報告の信頼性の確保に取り組みます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

職員一人一人が、業務の遂行に係る法令等を正しく理解するとともに、組織的なチェック体制を整備し、その遵守に着実に取り組みます。

(4) 資産の保全

資産の取得や使用、処分に当たり、適正な手続による資産の保全に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、「財務に関する事務」とします。

3 内部統制の有効性確保のための取組

(1) 推進体制の構築

企業局長を推進責任者とする内部統制推進体制を構築し、適切な制度運用を図ります。

(2) 監査委員との連携

監査委員と情報共有や意見交換等を行い、効果的な制度運用に努めます。

(3) 評価の実施

内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、県議会への報告及び県民への公表を行います。

(4) 制度運用の見直し

内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価結果や、これに対する監査委員の意見等を踏まえ、必要に応じ、制度運用の見直しを行います。

4 内部統制における知事部局との連携

知事部局における内部統制の取組と連携し、効果的な制度運用に努めます。

令和7年4月1日

徳島県企業局長 勝間 基彦